

## 優良郊外型住宅建設計画

### 1 優良郊外型住宅を建設しようとする者

氏名又は名称及び代表者の氏名	
住所又は主たる事務所の所在地	

※ 協議申請書又は認定申請書の申請者と同じ氏名、住所等を記入

### 2 優良郊外型住宅の建設の着手及び完了の予定年月日

着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日

※ 着手及び完了の期日が不明な場合であっても、想定される期日を記入

### 3 計画区域の位置及び区域

計画区域に含まれる地域の名称	川口市
計画区域の面積	m <sup>2</sup>

※ 計画区域に含まれる土地の全てについて、大字、小字、地番を記入

※ 計画区域の位置図（縮尺 15,000 分の 1 以上）及び計画区域の区域図（縮尺 5,000 分の 1 以上）を添付

### 4 計画区域内の土地及び住宅の設計の概要

(1) 建設しようとする住宅の用に供する土地及び建設しようとする住宅の設計の概要

建設しようとする住宅の用に供する土地				
番号	所在	地番	地目	面積
				m <sup>2</sup>

※ 番号は住宅の敷地ごとに通し番号を付し、所在、地番、地目、面積を記入

※ 一の住宅敷地に複数の地目が含まれる場合、地目を分け記入し、地目ごとの合計面積を記入

※ 面積はm<sup>2</sup>単位とし、少数第二位まで記入。農地等でやむを得ない場合は、整数での記入も可

住宅の戸数 戸

建設しようとする住宅							
番号	用途	建築面積	建蔽率	延べ面積	容積率	階数・高さ	備考
		m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%		
		m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%		
		m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%		
		m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%		
		m <sup>2</sup>	%	m <sup>2</sup>	%		

- ※ 番号は住宅ごとに通し番号を付し、用途、建築面積、建蔽率、延べ面積、容積率、階数・高さを記入
- ※ 「建設しようとする住宅の用に供する土地」で付した住宅の敷地番号と、その敷地に建設する住宅は同一の番号とすること
- ※ 建築面積及び延べ面積はm<sup>2</sup>単位とし、少数第二位まで記入
- ※ 備考欄には、必要に応じて構造、意匠、その他住宅に関し要綱に掲げる事項がある場合、それに適合することを記入
- ※ 全ての住宅の配置図、各階平面図、立面図（2面以上）を添付

(2) 建設しようとする住宅の用に供する土地以外の土地

土地の用途	所在	地番	地目	面積
				m <sup>2</sup>
				m <sup>2</sup>

- ※ 道路や公園など、住宅の敷地以外の土地について記入
- ※ 土地の用途ごとに土地の所在地、地番、地目、面積を記入
- ※ 一の土地の用途に複数の地目がある場合は、地目を分け記入し、地目ごとの合計面積を記入
- ※ 面積はm<sup>2</sup>単位とし、少数第二位まで記入。農地等でやむを得ない場合は、整数での記入も可
- ※ 住宅の用に供する土地以外の土地を含まない場合にあっては、本項目は不要

**5 優良郊外型住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の周辺の土地利用の状況及び公共施設の整備の状況**

- ※ 周辺土地利用と公共施設整備状況を明示した図面を添付

**6 計画区域内の土地利用計画及び公共施設の整備計画**

- ※ 計画区域内の土地利用計画と公共施設の整備計画を明示した図面を添付
- ※ 計画区域内に建設しようとする住宅の用に供する土地以外の土地を含まない場合にあっては、本項目は不要

## 7 計画区域内の取水及び排水の計画の概要

取水計画	予定する水源	
	取水可能量	

※ 取水計画については、予定する水源（上水道、地下水等）、取水可能量を記入

排水計画	予定する排水先	
------	---------	--

※ 排水計画については、予定する排水先（農業集落排水施設、農業用排水路、下水道、河川等）を記入。

## 8 その他「川口市優良郊外型住宅の建設に関する要綱」に照らして適切なものであることを明らかにするために必要な事項

- (1) 街並みへの配慮について
  
- (2) 自然との共生と調和について
  - (a) エコ住宅の導入について
  
  - (b) 周辺地域の自然及び農地環境の保全について
  
  - (c) 都市と自然の調和について
  
- (3) 地域の歴史、習慣及び慣習等の把握について
  
- (4) 建設計画区域にある自治会等への説明について
  
- (5) 市内産の植木を中心とした花き類の活用について
  
- (6) 農業の体験に資する場の設置について

(7) 良好な地域コミュニティの形成について

## 9 その他参考となるべき事項